



資 料

1. 用語解説
2. 横手市環境モニタリング指針
3. 横手市環境データ一覧
4. 横手市環境保全条例
5. 横手市環境保全審議会名簿
6. 諮 問
7. 答 申

1 用語解説

環境の保全 (P2)

大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素やそれらによって構成されるシステムに着目し、その保護や整備を図ることで、人にとって良好な状態に保持すること。そもそも包括的な概念を指す言葉であり、多様な意味に用いられるほか、考え方は社会の変化等に伴って変わっていく性格を有します。

京都議定書 (P3)

1997年12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都議定書、COP3）で同年11日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書です。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの一種である二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）について、先進国における削減率を1990年を基準として各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を達成することが定められました。

ブエノスアイレス行動計画 (P3)

1998年11月にブエノスアイレスで開催された気候変動枠組条約第4回締約国会議（COP4、ブエノスアイレス会議）で採択された行動計画のことです。

この行動計画では、気候変動枠組条約及び京都議定書上の今後解決すべき残された課題について、具体的取組を規定しています。すなわち2000年以降に合意が発効する時点で、その完全実施が可能になるよう、京都議定書で積み残された細部の詰めを行う期限を設けています。また京都議定書の「京都メカニズム」に加え、遵守問題および政策・措置への取組みにも触れています。

さらに、開発途上国への気候にやさしい技術の移転に関する作業を推進するとともに、地球温暖化、およびその対策による経済的帰結の影響を受ける国々の特殊なニーズと懸念にも対処するとしております。

地球温暖化 (P4)

地球が太陽から暖められると、宇宙に向けて熱（赤外線）を吐き出して丁度良い温度に保とうとします。大気中にはこの赤外線を吸収する気体があり、地表から宇宙に逃げる熱を減らして地球を暖める働きをしております。この働きを温室効果といいます。温室効果をもつ気体には、二酸化炭素、メタン、フロンなどがあり、それらを温室効果ガスといいます。この大気中の二酸化炭素などが増えすぎると、地球全体の温度が高くなってしまいが、これを地球の温暖化といい、2100年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第3次評価報告書によれば、このまま温暖化が進むと2100年には気温が1.4～5.8℃上昇するとされています。

廃棄物 (P4)

一般の通念からすれば、捨てられているものはすべて廃棄物といえるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のものをいう」と定義されており、一般廃棄物と産業廃棄物に大きく2つに分類されます。

リサイクル (P4)

「RE＝再び」「CYCLE＝循環する」という意味で、不要になったものを再使用し、もとの製品原料や別の製品原料として使用することをいいます。指標となるリサイクル率は（中間処理に伴う資源化量+集団回収量）÷（ごみ処理量合計+集団回収量）と定義され、国の環境基本計画では、廃棄物・リサイクル対策の基本原則を優先すべき順を①廃棄物の発生抑制②使用済み製品の再使用（リユース）③リサイクル④廃棄物の適正処理と定めています。

新エネルギー (P4)

公的には「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」（新エネルギー法）において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことを指します。現在、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーです。なお、ほぼ日本だけで用いられる用語（分類）であります。

浄化槽（P4）

水洗便所からの汚水または雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための施設のことで、浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と厨房排水、洗濯排水、浴室排水などの生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」があります。

里山（P4）

集落、人里に接した山、あるいはこうした地形において人間の影響を受けた生態系が存在している状態を指す言葉です。

樹林地（P4）

森林のうち、林木が集団的に生育している土地及び樹木の点在地のうち樹冠の投影面積が30%以上占めているところをいいます。竹林、伐採跡地及び未立木地は含めません。

生物多様性（P4）

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしてくれます。

市の率先行動（P4）

市も事業所のひとつであるという自覚のもと、温暖化防止実行計画に基づく取り組みのことで、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて「横手市役所率先行動計画」を定めています。

温室効果ガス（P6）

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称です。対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあげられます。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされています。

チャレンジ25（P6）

地球と日本の環境を守り未来の子どもたちに引き継いでいくため、2010年1月14日から取り組み始めた温暖化防止のための国民的運動。2009年9月、鳩山内閣総理大臣がニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、日本の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明したことを受けて策定されました。

レッドリスト（P7）

レッドデータブックの項を参照。

生物多様性基本法（P7）

生物の多様性の保全および持続可能な利用についての原則と、保全と利用を計画的に推進するために必要な国・地方公共団体の基本となる施策を定めた法律。平成20年（2008）5月成立、6月施行。

バイオマスタウン構想（P8）

家畜の排泄（はいせつ）物や稲わら、枯れ草などを生物資源として再利用するシステムを構築し、循環型社会をめざす構想。農林水産省が07年度から自治体に「地域バイオマス利活用交付金」を出して支援しております。

生活排水 (P10)

調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されています。これら人間活動に伴い排出される有機物質、窒素、リンを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入すると、その水域が富栄養化状態になります。

ISO14001 (P12)

国際標準化機構が制定している環境マネジメントシステムに関する企画の総称。環境マネジメントシステムとは、事業活動全般について環境配慮の要素を率先して取り入れ、それを管理しつつ環境への負荷軽減に係り、組織の最高経営層が環境方針を立て、その実現のために計画し、それを実行及び運用し、さらに点検及び是正し、それを見直し、もし不都合があれば計画等の変更を行うシステムを構築し、このサイクルの継続的改善を図るシステムのことで、それが企画を満足するものであれば、申請に基づきISO14001の認証が得られます。

エコライフ協力事業所 (P12)

エコライフとは「環境保全に配慮した生活及び実践」を意味する造語で、環境衛生活動、ごみ減量化、分別・資源化などについて、推薦・協力・実践している事業所や店舗を認定する市の独自制度です。同様の趣旨で「エコライフ協力町内会」認定制度もあります。

酸性雨 (P13)

工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化し溶け込んで酸性が強くなった雨のこと、酸性の度合いはpH（水素イオン濃度）で表現されますが、一般にpH5.6よりも低い数値を示す雨を酸性雨といいます。

モニタリング調査 (P13)

環境を良好に保つため、環境中の汚染物質を常に監視・測定し、汚染物質の濃度が高くなれば健康被害を防止するために注意を呼びかけたり、汚染濃度を低くするための環境施策を実施することができます。こうした状況を監視・測定することをいいます。

オゾン層破壊物質 (P13)

フロン、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチルなど、オゾン層を破壊する可能性のある化合物の総称です。これらの物質が太陽からの強い紫外線を受けると、光分解されて塩素原子や臭素原子を発生し、これが連鎖的にオゾン分子と反応することによりオゾン層を破壊します。

フロン類 (P13)

炭素と水素の他、フッ素・塩素・臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称で、冷媒や溶剤として20世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では様々な条約・法律によって使用には大幅な制限がかけられています。

ダイオキシン（類） (P13)

有機塩素化合物で、水に溶けにくく、蒸発しにくいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質を持っている化学物質です。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF 135種類）とポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD75種類）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を合わせて「ダイオキシン類」と定義しています。ダイオキシン類は、物の燃焼過程などで非意図的に生成され、その中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンについては、人に対する発がん性が確認されています。

二酸化炭素 (P13)

炭素の酸化物で最も代表的なもののひとつ。大気中に約0.03%含まれています。常温では気体で、気体の状態は「炭酸ガス」とも呼ばれ、固体はドライアイスと呼ばれています。主に炭素を含む物質（化石燃料など）の燃焼や、生物の代謝活動によって生じます。二酸化炭素には温室効果があり化石燃料の大量消費によって発生した二酸化炭素は、地球温暖化の最大原因といわれています。

アイドリング・ストップ (P13)

運転者が車から離れている間や荷物の積み下ろしの間など、不要と考えられる場合は積極的にアイドリングを止め、自粛するように努めることです。

エコドライブ (P13)

地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素や、大気汚染の原因のひとつである自動車の排出ガスを減らし、燃料の消費をおさえるため、環境に配慮して自動車を運転することです。具体的には、アイドリング・ストップや一定速度での走行を心がけ、急発進・急停止をしないことなどがあげられます。

ハイブリッド車 (P13)

エンジンとモーターなど、異なる2つ以上の動力源を持つ車で、日本ではしばしば狭義にハイブリッド電気自動車の意味で使用されています。低燃費、排出される二酸化炭素の削減、排ガス中の有害物質を削減する効果があります。

低公害車 (P14)

地球温暖化物質や大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。狭義には電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車の5車種を指す。低公害車の認定を受けた自動車は、税制面で優遇される等の特典を持ちます。通称はエコカー（eco car）です。

化石燃料 (P15)

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどをいいます。

コンポスト (P17)

生ゴミなどを微生物の働きで堆肥にする際に使用する生ゴミ堆肥化容器の生成物である堆肥（コンポスト）が転じて、生ゴミ堆肥化容器をコンポストと呼んでいます。

最終処分場 (P17)

不要品のうちリユース（再利用）、リサイクル（再資源化、サーマルリサイクルを含む）が困難なものを処分するための施設のことです。ごみ処分場、ごみ埋立地、埋立処分場などとも呼ばれます。日本では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法と略される）に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、同法に定められた廃棄物の区分に従い埋立処分される。埋立が進行し満杯になったら終了し、その後廃止されます。

環境監視員 (P17)

市の委嘱を受け、管内の環境の状況を把握し、廃棄物の不法投棄や不適正処理に対する監視など、環境の悪化及びそれをもたらす行為等を防止するための活動を行います。

水源涵養 (P20)

森林の公益的機能のひとつです。樹木及び地表植生などにより降雨、融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の理水機能（洪水ピークの平準化、渇水の緩和）の維持増進を図り、洪水の防止や水資源の確保機能を指します。

環境教育 (P20)

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動をとることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政などで行う教育で、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人が対象となります。

環境保全型農業（P20）

生態系を守るため、地域由来生物等の自然な生息を確保する農地利用や、環境負荷低減のため農業の持つ物質循環機能を活かし、家畜排せつ物等の堆肥化による土づくりを通じて化学肥料と科学農薬の使用量を減らす、環境と調和した持続性の高い農業生産を行うことです。

市民農園（P20）

農業者以外の人に、余暇活動やレクリエーションの目的で、野菜や花を栽培する場所として提供する農園をいいます。

親水（P20）

水浴、水遊び、釣り、水辺の散歩など、日常生活や観光、レクリエーションを通じて、水と身近に触れ親しむことです。

ミティゲーション手法（P21）

建設事業等に伴う人為的行為によって生ずる自然環境への影響を緩和することをいいます。

緑地保全地区（P21）

市街地の周辺地域などに残されている緑地を保全対象として指定することです。

ビオトープ（P22）

植物、昆虫類、両性・爬虫類、鳥類、哺乳類などの野生生物が生息・生育できる空間を示す言葉です。

イバラトミヨ（P22）

湧水地帯に生息しているトゲウオの仲間。湧水量の減少や湧水池の消失により絶滅する危険性が高く、秋田県レッドデータブックでは絶滅危惧種ⅠA類にランクしています。横手市に生息しているのは「イバラトミヨ雄物型」と「トミヨ・淡水型」の2種で、平鹿地域では生息地3カ所が、県の天然記念物に指定されています。

一般廃棄物（P26）

法令で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。日常生活から排出されるごみや粗大ごみ（家庭系）と、工場、事務所、商店から排出される紙くずなど（事業系）があります。

グリーン購入（P26）

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。消費者の観点でグリーン購入といい、生産者の観点ではグリーン調達といいます。

エコオフィス（P26）

横手市役所率先行動計画に基づき、日常業務を通じて環境に配慮した行動を実践していく職場環境およびその取り組みをいいます。

環境ホルモン（P28）

内分泌かく乱科学物質の総称として広く使われています。生物の体内に入った場合本来その物が持っている正常な内分泌（ホルモン）作用を阻害する化学物質の総称です。環境ホルモンの作用としては、生体内のホルモンと似た作用をするものの、生体内のホルモン作用を妨害するものなどがあります。環境中の濃度が極めて低くても食物連鎖による生物凝縮を通じて生体内での濃度が高まり、野生生物への影響が現れているとの研究報告があります。

外来生物法（P56）

環境省は、在来の生物相への悪影響、農林水産業への被害、人への咬刺傷被害、病原菌の媒介などを懸念して「特定外来生物法」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）を制定し、特に警戒を要する外来生物を「特定外来生物」に指定して、それらの輸入、飼育、栽培、販売、遺棄、などを原則として禁止するとともに、駆除を含めた、管理の強化を促しています。

環境保全機能（P57）

森林の場合は、環境保全機能と多面的機能は同義ですが、農業の場合は、国土保全・水源のかん養・自然環境の保全・良好な景観の形成などがあります。

レッドデータブック（P56）

IUCNや環境省などでは、レッドリストとレッドデータブックという2つの資料を作成・公表します。レッドリストは絶滅のおそれのある野生生物の名称（学名、和名等現地名）で、カテゴリー等の最低限の情報のみをリストするものであり、レッドデータブックよりも短期間で作成することができます。一方レッドデータブックには、レッドリストの内容に加え、形態、繁殖・採餌等の生態、分布、生育・生息環境、生育・生息状況、絶滅の要因、保全対策などのより詳細な情報が盛り込まれており、掲載種の基本的な情報を得ることができるようになっています。しかしながら、最新の知見を収集し、それらを取りまとめるため、作成に時間がかかるという欠点もあります。例えば、環境省ではレッドリストの公表からレッドデータブックの作成までの期間を見ると、最も短い両生類・爬虫類で2年半、最も時間が掛かった昆虫類で6年以上経過しています。絶滅の危機に瀕している野生生物の状況は、短期間で悪化することもあります。

環境あきた県民塾（P60）

講義や体験学習を通してごみ問題や地球温暖化、水問題や大気汚染などの環境全般について学ぶ講座です。決まった単位を取得し見事修了したあかつきには、希望すれば「エコマイスター」として県に登録され活動する事ができます。

エコマーク（P69）

環境保全に役立つ商品に付けられる環境認証マークで、（財）日本環境協会が環境省の指導・助言のもとに1989年より認定しています。エコマーク商品には、古紙100%利用のトイレットペーパー、再生プラスチック製品、間伐材・廃木材再生製品、食用廃油を利用した石鹸などがあります。

2 横手市環境モニタリング指針

平成23年2月23日策定
平成24年2月24日一部改訂

横手市環境保全条例第10条に基づき、次のとおり環境モニタリング調査を実施します。

○大気汚染に対する取り組み方針

1. 酸性雨の状況把握

調査回数:10回(4月～12月、3月の計10ヶ月)とする
調査項目:環境省酸性雨等調査マニュアルの例による
調査箇所:1箇所

2. 酸性雪の状況把握

調査回数:4回(1月～2月の4週間)とする
調査項目:環境省酸性雨等調査マニュアルの例による
調査箇所:1箇所

3. 空間放射線量率の状況把握

調査回数:毎日とする(悪天候等の場合は中止する)
調査方法:放射線測定装置による測定
調査箇所:3箇所
測定装置:日立アロカメディカル社製放射線測定装置(シンチレーションサーベイメータ)
TCS-172B型

○水質汚濁に対する取り組み方針

1. 河川水の状況把握

調査回数:月1回とする
調査項目:環境省水質汚濁に係る環境基準「生活環境項目」の例による
調査箇所:3箇所

2. 工場排水の状況把握

調査回数:年1回以上とする
調査項目:環境保全協定項目とする
調査箇所:環境保全協定締結事業所全てとする

3. 水生生物の状況把握

調査回数:年1回とする
調査方法:環境省全国水生生物調査による
調査箇所:8箇所

4. 湧水(清水)の状況把握

調査回数:年1回とする
調査項目:飲料水水質検査(飲用井戸等)項目の例による
調査箇所:年3～4箇所
調査選定:①文化財としての価値が認められるもの
②地域に親しまれていること(知られていること)

○騒音に対する取り組み方針

1. 道路騒音の状況把握

調査回数:年1回とする

調査方法:自動車騒音常時監視マニュアルに基づき実施

調査箇所:19路線のうち、実施計画に基づき年3～4箇所

箇所選定にあつては、5年ローテーションを基本とする

2. 近隣騒音の状況把握

調査回数:随時(苦情相談の内容に応じて実施)

調査方法:騒音測定器による測定。

○市民のニーズに応える情報の提供

1. 測定結果の速やかな公表(ホームページによる公表)

2. 事業計画への反映

3. 環境学習への活用

3 横手市環境データ一覧

大気環境

二酸化硫黄(SO₂)の測定結果

測定場所:横手保健所

(出典:秋田県環境白書)

年度	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準適否	大気汚染に係る環境基準(環境省告示第25号)
18	0.001 ppm	0.003 ppm	○	短期評価:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.10ppm以下であること。 長期評価:1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が0.4ppmを越える日が2日以上連続しないこと。
19	0.002 ppm	0.003 ppm	○	
20	0.002 ppm	0.004 ppm	○	
21	0.002 ppm	0.003 ppm	○	
22	0.002 ppm	0.003 ppm	○	

二酸化窒素(NO₂)の測定結果

測定場所:一般国道13号前郷地内

(出典:秋田県環境白書)

年度	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準適否	大気汚染に係る環境基準(環境省告示第25号)
18	0.013 ppm	0.028 ppm	○	長期評価:1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
19	0.013 ppm	0.029 ppm	○	
20	0.011 ppm	0.023 ppm	○	
21	0.014 ppm	0.031 ppm	○	
22	0.013 ppm	0.033 ppm	○	

浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果

測定場所:横手保健所

(出典:秋田県環境白書)

年度	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準適否	大気汚染に係る環境基準(環境省告示第25号)
18	0.009 ppm	0.025 ppm	○	短期評価:1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 長期評価:1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m ³ を越える日が2日以上連続しないこと。
19	0.015 ppm	0.043 ppm	○	
20	0.017 ppm	0.042 ppm	○	
21	0.015 ppm	0.036 ppm	○	
22	0.017 ppm	0.039 ppm	○	

浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

測定場所: 一般国道13号前郷地内

(出典: 秋田県環境白書)

年度	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準適合否	大気汚染に係る環境基準(環境省告示第25号)
18	0.012 ppm	0.032 ppm	○	短期評価: 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 長期評価: 1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m ³ を越える日が2日以上連続しないこと。
19	0.013 ppm	0.039 ppm	○	
20	0.013 ppm	0.038 ppm	○	
21	0.012 ppm	0.037 ppm	○	
22	0.012 ppm	0.035 ppm	○	

酸性雨・酸性雪の測定結果

測定場所: 平鹿中央公民館

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	5.0	5.6	6.8	7.5	7.0	6.8	6.4	6.5	7.0	4.6	4.6	4.8	5.9	pH
19	8.2	8.0	7.5	7.0	6.2	7.1	5.5	4.6	4.3	5.0	4.8	5.1	5.8	
20	6.9	6.2	7.0	6.1	7.0	6.4	6.5	5.2	5.1	4.9	5.1	5.2	5.7	
21	5.7	5.1	4.7	5.3	5.3	5.9	5.5	5.6	5.0	4.7	5.1	6.0	5.3	
22	4.7	5.3	6.2	4.2	9.0	6.4	5.1	4.6	6.1	4.9	4.6	4.6	5.4	

稲わら焼き・野焼き等苦情処理件数

年度	苦情処理件数
18	18件
19	9件
20	51件
21	26件
22	36件



野
焼
き
消
火
状
況

排ガス中のダイオキシン類測定結果

年度	東部環境保全センター		西部環境保全センター	南部環境保全センター	
	1号炉	2号炉	1号炉	1号炉	2号炉
18	0.073ng-TEQ/ m ³ N	0.470ng-TEQ/ m ³ N	0.410ng-TEQ/ m ³ N	0.170ng-TEQ/ m ³ N	0.240ng-TEQ/ m ³ N
19	0.740ng-TEQ/ m ³ N	0.570ng-TEQ/ m ³ N	0.340ng-TEQ/ m ³ N	0.300ng-TEQ/ m ³ N	0.480ng-TEQ/ m ³ N
20	1.900ng-TEQ/ m ³ N	0.460ng-TEQ/ m ³ N	0.240ng-TEQ/ m ³ N	0.780ng-TEQ/ m ³ N	0.085ng-TEQ/ m ³ N
21	0.039ng-TEQ/ m ³ N	0.045ng-TEQ/ m ³ N	0.030ng-TEQ/ m ³ N	0.170ng-TEQ/ m ³ N	0.190ng-TEQ/ m ³ N
22	0.280ng-TEQ/ m ³ N	1.000ng-TEQ/ m ³ N	0.360ng-TEQ/ m ³ N	0.320ng-TEQ/ m ³ N	0.074ng-TEQ/ m ³ N
排出基準	焼却炉の焼却能力:2～4t/hにあつては 5ng-TEQ/m3N以下		焼却炉の焼却能力:2t/h以下にあつては10ng-TEQ/m3N以下		
	1号炉:1時間当たり処理能力 2.5t 2号炉:1時間当たり処理能力 2.5t		1号炉:1時間当たり 処理能力 1.25t	1号炉:1時間当たり処理能力 1.875t 2号炉:1時間当たり処理能力 1.875t	
環境基準	大気 :0.6pg-TEQ/m3以下（大気の基準値は年間平均とする。） 測定方法 :ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアルに定める方法（大気及び水質の基準値は年間平均とする。）				

空間放射線量率測定結果

測定場所:横手消防署、雄物川分署、十文字分署

年度	放射線量率(マイクロシーベルト/h)					備考	
	地上高		横手	雄物川	十文字	秋田県の通常レベル	
23	1cm	最小値	0.04	0.04	0.03	0.022 ～ 0.086	※ 平成23年度は10月1日～2月29日までの平均
		最大値	0.07	0.08	0.07		
	50cm	最小値	0.05	0.04	0.03		
		最大値	0.08	0.08	0.07		
	1m	最小値	0.05	0.04	0.03		
		最大値	0.07	0.08	0.07		

住宅用太陽光発電システム設置費用補助実績

年度	補助件数	総発電量	備考
21	102件	69,877kwh	総発電量は、アンケート回収結果による
22	61件	405,684kwh	

JAF認定エコドライブ・アドバイザー講習受講者数

年度	認定者数
21	2名
22	2名
23	2名

克雪・親雪・利雪

町内会等除雪活動費補助実績

年度	補助件数	補助金額
18	270件	17,415千円
19	280件	15,405千円
20	291件	18,147千円
21	296件	16,703千円
22	300件	20,748千円

雪下ろし雪よせ支援事業実績

年度	雪下ろし事業登録者	雪下ろし利用者	除排雪事業登録者	除排雪利用者
18	272人	8人	228事業者	228人
19	349人	241人	267事業者	267人
20	351人	24人	299事業者	299人
21	380人	212人	319事業者	319人
22	457人	395人	385事業者	314人

歴史・文化環境

国指定

No.	種別	名称	地域別
1	建造物	保呂羽山波宇志別神社神楽殿	大森
2	絵画	絹本着色唐太宗花鳥図（小野田直武筆）	横手
3	絵画	絹本着色不忍池図（小野田直武筆）	横手

No.	種別	名称	地域別
4	絵画	絹本着色松に唐鳥図（佐竹曙山筆）	横手
5	工芸	銅錫杖頭（正元元年、信阿弥陀仏の刻銘がある）	横手
6	無形民俗	保呂羽山の霜月神楽	大森

秋田県指定

No.	種別	名称	地域別
1	建造物	旧日新館	横手
2	絵画	絹本着色芍薬花籠図（直武筆）	横手
3	絵画	小野田直武筆写生帖	横手
4	絵画	鶴之図（沈南蘋筆）	横手
5	絵画	紙本着色ファン・ロイエ筆 花鳥図模写 石川大浪・孟高合筆	横手
6	絵画	平福穂庵筆 乳虎	横手
7	絵画	寺崎廣業筆 高山清秋	横手
8	絵画	平福百穂筆 春山	横手
9	彫刻	金銅聖観音立像	横手
10	彫刻	木造薬師如来立像	横手
11	彫刻	懸仏（薬師十二神将鉄製鑄出）	横手
12	彫刻	木造阿弥陀如来立像	増田
13	彫刻	神像	横手
14	彫刻	木造十二神将	横手
15	彫刻	木造多聞天立像	十文字
16	工芸	木造阿弥陀如来坐像	横手
17	工芸	太刀 銘守次	横手
18	工芸	刀 銘出羽秋田住正忠造	横手
19	工芸	刀 無銘 伝直江志津	平鹿
20	工芸	焼山焼スズおよび碗	増田

No.	種別	名称	地域別
21	工芸	波宇志別神社神楽殿神輿	大森
22	書籍・典籍	写経（大般若波羅蜜多經）	横手
23	書籍・典籍	雪村友梅、梅花帖詩	横手
24	考古資料	古鏡蓋付陶製経壺	横手
25	考古資料	骨壺	横手
26	考古資料	銅製経筒	横手
27	考古資料	経蓆	大森
28	考古資料	玉類	雄物川
29	考古資料	板碑	増田
30	歴史資料	検地図絵及び下絵	横手
31	無形民俗	仁井田番楽	十文字
32	無形民俗	八沢木獅子舞	大森
33	無形民俗	荒処の沼入り梵天行事	平鹿
34	無形民俗	金沢八幡宮掛け歌行事	横手
35	無形民俗	横手の送り盆行事	横手
36	史跡	吉田城跡	平鹿
37	天然記念物	浅舞のケヤキ	平鹿
38	天然記念物	善明庵のマツ	横手
39	天然記念物	筏の大スギ	山内
40	天然記念物	トミヨ及びイバラトミヨ生息地	平鹿

横手市指定

No.	種別	名称	地域別
1	建造物	波宇志別神社 仁王門	大森
2	建造物	釣瓶山八幡神社 本殿	大森
3	建造物	浅舞の御役屋門	平鹿

No.	種別	名称	地域別
4	建造物	十文字の旦那門	十文字
5	建造物	貴船神社 本殿	横手
6	建造物	柏谷家住宅主屋・米蔵・蔵座敷・店蔵	横手

横手市指定

No.	種 別	名 称	地域別	No.	種 別	名 称	地域別
7	建 造 物	雄物川民家苑木戸五郎兵衛村民家	雄物川	39	考 古 資 料	香最寺の板碑	平 鹿
8	建 造 物	八幡神社（三嶋） 本殿	平 鹿	40	考 古 資 料	六盃沢の板碑	大 森
9	絵 画	琴棋書画 佐野江洋筆 六曲屏風	平 鹿	41	考 古 資 料	十三塚遺跡出土 弥生土器	雄物川
10	絵 画	当麻曼荼羅図	山 内	42	考 古 資 料	七ツ森経塚出土 岩偶類	雄物川
11	絵 画	瑞祥群像図 加瀬谷東嶺筆 六曲屏風	増 田	43	考 古 資 料	七ツ森経塚出土 中世陶器	雄物川
12	絵 画	宇治近郊図 加瀬谷東嶺筆 六曲屏風	増 田	44	考 古 資 料	相野々遺跡出土 土偶	山 内
13	絵 画	戸村義国画像 寺崎廣葉筆	横 手	45	考 古 資 料	永徳の古碑	横 手
14	絵 画	雪景図 柴田南谷・樺溪・松谷筆	横 手	46	考 古 資 料	妙晴寺の板碑	横 手
15	彫 刻	宮田神社 阿弥陀如来坐像	雄物川	47	考 古 資 料	大慈寺谷地の板碑 太刀痕ある石神	大 雄
16	彫 刻	八幡神社 仁王像	平 鹿	48	考 古 資 料	大慈寺谷地の板碑 光明真言	大 雄
17	彫 刻	正法寺 七面大天女立像	横 手	49	考 古 資 料	八柏の板碑	大 雄
18	彫 刻	三井寺 聖観音立像	横 手	50	考 古 資 料	八幡の板碑	横 手
19	彫 刻	観音寺 千手観世音立像	横 手	51	考 古 資 料	小古山遺跡出土 線刻石製品	雄物川
20	彫 刻	九品寺 如意輪観音菩薩坐像	横 手	52	考 古 資 料	オホソ清水A遺跡出土 石棒	雄物川
21	彫 刻	天仙寺 如意輪観音菩薩坐像	横 手	53	歴 史 資 料	狸々の道標	十文字
22	彫 刻	桂徳寺 宝冠阿弥陀如来坐像	横 手	54	歴 史 資 料	義民柴田伝之助の資料	十文字
23	工 芸	深井焼 徳利・中皿・花瓶	雄物川	55	歴 史 資 料	文芸誌 『樹陰』	雄物川
24	工 芸	深井焼 碗	雄物川	56	歴 史 資 料	八幡神社 船絵馬	雄物川
25	工 芸	中山焼	平 鹿	57	歴 史 資 料	沼館村絵図	雄物川
26	工 芸	馬具 廣田家伝来	雄物川	58	歴 史 資 料	養虫山人筆 「琵琶沼絵図」	平 鹿
27	工 芸	正藍浅舞紋り単衣着物	平 鹿	59	歴 史 資 料	戎谷南山筆 「後三年合戦絵詞」	横 手
28	工 芸	青銅製燈籠	山 内	60	歴 史 資 料	龍骨鏡	増 田
29	工 芸	駒山神社の鰐口	横 手	61	歴 史 資 料	八柏村検地野帳	大 雄
30	工 芸	波宇志別神社神楽殿 神輿（佐竹義厚下賜）	大 森	62	歴 史 資 料	戎谷南山筆 『雪の出羽路』写本	横 手
31	工 芸	佐竹義重の甲冑	横 手	63	歴 史 資 料	薄井村絵図	雄物川
32	工 芸	俱利伽羅不動之剣	平 鹿	64	歴 史 資 料	耕作成就祈所絵馬 伝 月山神社奉納	増 田
33	工 芸	脇差 伝 小野寺氏由来	雄物川	65	歴 史 資 料	五姓田芳柳筆 佐藤信淵、平田篤胤像	横 手
34	工 芸	圓浄寺 金銅装束	横 手	66	歴 史 資 料	雲煙堂製横手筆及び関連資料	横 手
35	書籍・典籍	小栗山神社 写経 大般若波羅密多經	増 田	67	歴 史 資 料	田根森村適産調及び絵図	大 雄
36	書籍・典籍	金沢八幡宮 写経（大正年間） 大般若波羅密多經	横 手	68	歴 史 資 料	羽後交通横手線鉄道資料	雄物川
37	古 文 書	田村郷日記	大 雄	69	歴 史 資 料	八幡神社（沼館） 古頭形兜	雄物川
38	考 古 資 料	善福寺の板碑	平 鹿	70	芸 能	岡本新内	雄物川

横手市指定

No.	種 別	名 称	地域別	No.	種 別	名 称	地域別
71	工 芸 技 術	十文字和紙	十文字	103	史 跡	浅舞の小野塚	平 鹿
72	工 芸 技 術	仁井田菅笠	十文字	104	史 跡	小野寺友光墓所	平 鹿
73	有 形 民 俗	光明院 獅子頭	平 鹿	105	史 跡	梨ノ木塚遺跡	増 田
74	有 形 民 俗	金峰神社の癒見面	雄物川	106	史 跡	亀田の久蔵碑	増 田
75	有 形 民 俗	熊淵の機岳和尚木彫地藏尊	増 田	107	史 跡	黒坂兵右衛門碑	増 田
76	有 形 民 俗	狹袋の機岳和尚木彫地藏尊	増 田	108	史 跡	月山碑（御鷹の碑）	増 田
77	有 形 民 俗	小栗山の機岳和尚木彫地藏尊	増 田	109	史 跡	一覚・行正・喜覚の碑	増 田
78	無 形 民 俗	安養寺の機岳和尚延命地藏菩薩	増 田	110	史 跡	兵部ヶ沢遺跡	雄物川
79	無 形 民 俗	享保雛（内裏雛）	雄物川	111	史 跡	七ツ森経塚	雄物川
80	無 形 民 俗	善福寺 三十三観音	平 鹿	112	史 跡	薄井の方示碑	雄物川
81	無 形 民 俗	二井山神楽	雄物川	113	史 跡	大沢口の額界碑	雄物川
82	無 形 民 俗	深間内神楽	平 鹿	114	史 跡	十文字の御帳塚	十文字
83	無 形 民 俗	梨木水かぶり	十文字	115	史 跡	大鳥井山十三塚	横 手
84	無 形 民 俗	沼館八幡の獅子舞	雄物川	116	史 跡	小野寺泰道墓所	横 手
85	無 形 民 俗	鍋倉囃子	平 鹿	117	史 跡	坂部の境塚	大 森
86	無 形 民 俗	今泉祇園囃子	十文字	118	史 跡	波宇志別神社神楽殿 境内地	大 森
87	無 形 民 俗	八木番楽	増 田	119	史 跡	岩瀬御台の墓所（付 七条袈裟）	横 手
88	無 形 民 俗	戸波神社の芸能	増 田	120	史 跡	横手城跡	横 手
89	無 形 民 俗	金沢ささら舞	横 手	121	史 跡	白木峠の五輪塔	山 内
90	無 形 民 俗	百落鹿島流し	横 手	122	史 跡	焼山焼窯跡	増 田
91	無 形 民 俗	下根田鹿島送り	横 手	123	名 勝	滝ノ沢	横 手
92	無 形 民 俗	藤巻の厄神立て	大 雄	124	天然記念物	羽黒の柳	横 手
93	無 形 民 俗	旭岡山神社の梵天	横 手	125	天然記念物	大屋の梅	横 手
94	無 形 民 俗	三助稲荷神社の梵天	大 森	126	天然記念物	旭岡山神社の七本杉	横 手
95	無 形 民 俗	横手のかまくら	横 手	127	天然記念物	銀杏の木台の大イチョウ	大 森
96	無 形 民 俗	月山神社 神輿渡御行事	平 鹿	128	天然記念物	十二ノ木のケヤキ	大 森
97	無 形 民 俗	増田の福嶋サイサイ	増 田	129	天然記念物	岩清水の大杉	大 森
98	史 跡	八沢木番所跡	大 森	130	天然記念物	白藤神社の姥杉	平 鹿
99	史 跡	板井田の左門塚	大 森	131	天然記念物	二本杉	増 田
100	史 跡	八沢木の百人塚	大 森	132	天然記念物	西百目木のイチョウ	大 森
101	史 跡	大保中台遺跡	平 鹿	133	天然記念物	亀田のイチイ	増 田
102	史 跡	浅舞の古八幡跡	平 鹿	134	天然記念物	舟繋ぎのサイカチ	増 田

横手市指定

No.	種 別	名 称	地域別
135	天然記念物	増田のカヤ	増 田
136	天然記念物	下吉田のナラ	平 鹿
137	天然記念物	樽見内の鹿嶋梨	平 鹿
138	天然記念物	藍婆神社の大杉	大 森
139	天然記念物	白山神社の大杉	大 森

No.	種 別	名 称	地域別
140	天然記念物	大沢のカスミザクラ	雄物川
141	天然記念物	大沢のイタヤカエデ	雄物川
142	天然記念物	八幡野のブナ林	雄物川
143	天然記念物	造山の傘杉	雄物川
144	天然記念物	大松川のトチノキ	山 内

国登録

No.	種 別	名 称	地域別
1	建 造 物	鈴木家住宅尾主屋	横 手
2	建 造 物	平源旅館本店	横 手
3	建 造 物	平源旅館土蔵	横 手
4	建 造 物	長坂商店倉庫・事務所	増 田
5	建 造 物	長坂商店味噌製品室	増 田
6	建 造 物	長坂商店圧搾室	増 田
7	建 造 物	長坂商店諸味タンク室（1）	増 田
8	建 造 物	長坂商店諸味タンク室（2）	増 田
9	建 造 物	長坂商店水貯蔵タンク	増 田
10	建 造 物	戸田家住宅	横 手
11	建 造 物	伊藤八重郎家住宅	横 手
12	建 造 物	泉川家住宅	横 手
13	建 造 物	遠藤家住宅主屋	横 手
14	建 造 物	遠藤家住宅土蔵	横 手
15	建 造 物	木村屋商店本店	横 手
16	建 造 物	斎太薬局本店店舗	横 手
17	建 造 物	斎太薬局本店調剤室・応接室	横 手
18	建 造 物	日の丸醸造本社店舗	増 田
19	建 造 物	日の丸醸造本社南蔵	増 田
20	建 造 物	日の丸醸造本社中央蔵	増 田
21	建 造 物	日の丸醸造本社麹蔵	増 田
22	建 造 物	日の丸醸造本社東前蔵	増 田
23	建 造 物	日の丸醸造本社東後蔵	増 田
24	建 造 物	日の丸醸造本社西蔵	増 田
25	建 造 物	勇駒酒造本社店舗	増 田

No.	種 別	名 称	地域別
26	建 造 物	勇駒酒造本社東蔵	増 田
27	建 造 物	勇駒酒造本社西蔵	増 田
28	建 造 物	勇駒酒造本社南蔵	増 田
29	建 造 物	佐藤又六家住宅主屋	増 田
30	建 造 物	佐藤又六家住宅文庫蔵	増 田
31	建 造 物	赤川家住宅蔵	大 森
32	建 造 物	佐藤養助商店漆蔵資料館土蔵	増 田



横 手 市 指 定 名 勝 滝ノ沢

廃棄物

ごみ処理量・リサイクル率・不法投棄処理件数

年度	焼却処理量	資源化処理量	粗大ごみ処理量	合 計	リサイクル率	不法投棄処理件数
18	27,969t	6,782t	1,096t	35,847t	18.9%	8件
19	27,429t	6,105t	819t	34,353t	17.9%	14件
20	27,044t	5,640t	922t	33,606t	17.0%	59件
21	26,824t	5,774t	1,164t	33,762t	17.5%	49件
22	26,644t	6,058t	1,220t	33,922t	18.4%	10件

環境監視員（平成18年度より実施）

担当	横手地区	増田地区	平鹿地区	雄物川地区	大森地区	十文字地区	山内地区	大雄地区	合計
人数	14人	6人	6人	8人	8人	6人	8人	4人	60人

生活環境対策事業補助金実績

年度	ごみ集積所		電動生ごみ処理機		コンポスト容器	
18	65件	3,256,352円	36件	59,381円	24件	73,078円
19	52件	2,550,127円	23件	531,995円	12件	55,650円
20	54件	2,834,965円	19件	441,274円	22件	53,738円
21	50件	2,791,063円	19件	472,490円	34件	127,589円
22	62件	3,090,235円	11件	268,800円	21件	59,549円



ごみ集積所整備

資源・エネルギー

横手市の電力需要量の推移

資料: 東北電力(株)秋田支店

年度	電力需要量
18	340,809 千KWh
19	364,988 千KWh
20	341,850 千KWh
21	341,007 千KWh
22	363,212 千KWh

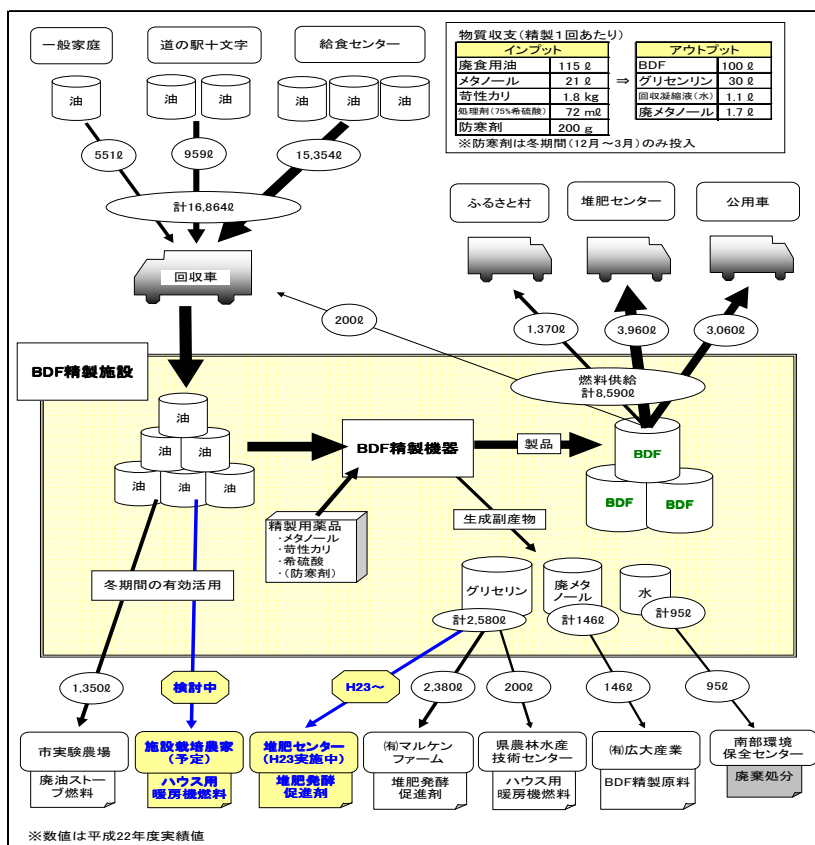
BDF製造量・供給量・回収量実績

H20. 9月製造開始 製造場所: 十文字道の駅となり

年度	回収量	製造量	供給量	主な供給先	廃油回収先
20	9,575ℓ	5,000ℓ	4,370ℓ	・増田地域局 公用車2台	・給食センター
21	16,593ℓ	8,090ℓ	8,340ℓ	・大雄堆肥センター ローダー2台	・十文字道の駅
22	16,864ℓ	8,590ℓ	8,590ℓ	・秋田ふるさと村 チューチュートレイン	・一般家庭
				・廃油回収車 1台	

H23.9.15農業政策課作

廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料精製の全容図(詳細)



水環境

横手川の水質測定結果

測定場所:蛇の崎橋

秋田県水質汚濁に係る環境基準の水域類型:B類型

水温

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	9.2	12.3	17.7	25.2	25.5	19.8	13.8	7.6	3.4	2.0	3.6	3.3	12.0	℃
19	8.4	14.0	23.5	21.2	23.5	20.4	14.7	9.9	4.6	2.0	2.9	4.0	12.4	
20	10.2	13.3	20.8	22.6	25.0	20.8	16.8	9.6	4.8	2.5	4.5	2.1	12.8	
21	7.5	14.0	18.2	20.7	20.2	19.4	15.2	9.5	5.2	3.3	2.1	3.9	11.6	
22	7.9	10.6	21.0	17.8	20.0	26.5	15.6	10.4	7.5	0.2	0.2	2.5	11.7	
平均	8.6	12.8	20.2	21.5	22.8	21.4	15.2	9.4	5.1	2.0	2.7	3.2	12.1	

水素イオン濃度

水質基準:6.5~8.5

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	7.1	7.6	7.9	8.5	8.5	8.5	7.5	7.5	7.4	7.3	7.3	7.3	7.7	pH
19	7.4	8.6	8.3	8.3	8.0	7.2	8.2	8.0	7.5	7.4	7.8	7.4	7.8	
20	7.3	7.8	8.2	7.8	8.5	8.5	8.5	8.7	7.6	7.8	7.8	7.4	8.0	
21	7.5	8.5	7.0	8.2	7.9	8.3	7.9	7.6	7.8	7.9	7.5	7.6	7.8	
22	7.3	7.9	8.5	7.4	7.7	7.7	7.8	7.5	7.4	7.3	7.3	7.7	7.6	
平均	7.3	8.1	8.0	8.0	8.1	8.0	8.0	7.9	7.5	7.5	7.5	7.5	7.8	

生物化学的酸素要求量(BOD)

水質基準:3mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	0.5	0.5	0.7	0.9	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	mg/ℓ
19	0.5	1.0	1.2	0.8	1.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	
20	0.5	1.9	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.5	0.5	0.6	0.5	0.9	
21	0.5	0.8	1.1	1.0	0.8	0.8	0.7	1.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8	
22	0.5	0.8	1.1	0.7	0.5	1.4	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	
平均	0.5	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	

浮遊粒子状物質(SS)

水質基準:25mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	10.0	6.0	5.0	3.0	3.0	4.0	3.0	3.0	4.0	4.0	19.0	5.0	5.8	mg /ℓ
19	4.0	1.0	3.0	3.0	12.0	12.0	2.0	3.0	3.0	5.0	4.0	17.0	5.8	
20	8.0	3.0	3.0	3.0	2.0	4.0	1.0	1.0	2.0	2.0	3.0	4.0	3.0	
21	5.0	1.0	4.0	5.0	2.0	4.0	10.0	2.0	1.0	1.0	3.0	2.0	3.3	
22	4.0	3.0	3.0	18.0	5.0	22.0	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	6.4	
平均	6.2	2.8	3.6	6.4	4.8	9.2	3.6	2.6	2.8	3.2	6.6	6.4	4.9	

溶存酸素量(DO)

水質基準:5mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	12.0	12.0	11.0	10.0	10.0	10.0	11.0	12.0	14.0	14.0	13.0	14.0	11.9	mg /ℓ
19	13.0	12.0	11.0	10.0	9.3	9.7	11.0	12.0	13.0	14.0	14.0	14.0	11.9	
20	12.0	11.0	10.0	9.1	11.0	11.0	11.0	13.0	14.0	15.0	14.0	14.0	12.1	
21	12.0	12.0	10.0	10.0	8.8	10.0	11.0	12.0	14.0	15.0	14.0	14.0	11.9	
22	12.0	12.0	11.0	10.0	9.7	9.4	11.0	11.0	14.0	15.0	15.0	15.0	12.1	
平均	12.2	11.8	10.6	9.8	9.8	10.0	11.0	12.0	13.8	14.6	14.0	14.2	12.0	

大腸菌群数

水質基準:5000mpn/100mℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	240	1,100	2,200	1,700	7,900	13,000	3,300	1,100	2,400	330	240	490	2,833	mpn /100mℓ
19	110	1,300	13,000	7,900	92,000	7,900	4,900	1,300	790	240	790	490	10,893	
20	70	1,700	2,400	24,000	4,900	4,900	1,700	700	490	110	330	220	3,460	
21	790	110	35,000	17,000	7,900	9,400	3,300	3,300	700	790	130	130	6,546	
22	240	1,300	1,700	11,000	13,000	17,000	3,300	7,900	330	170	170	490	4,717	
平均	290	1,102	10,860	12,320	25,140	10,440	3,300	2,860	942	328	332	364	5,690	

横手川の水質測定結果

測定場所:旭川橋

秋田県水質汚濁に係る環境基準の水域類型:B類型

水温

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	8.8	12.2	17.8	23.0	25.9	20.2	13.8	7.7	3.4	1.8	3.4	3.0	11.8	℃
19	9.1	15.2	23.1	22.4	24.1	2.6	14.1	9.8	4.2	1.6	2.3	4.0	11.0	
20	8.4	12.8	20.3	22.8	25.5	20.5	16.5	9.4	4.5	2.0	3.8	2.0	12.4	
21	7.3	14.2	18.3	21.3	20.5	20.0	15.5	10.1	4.4	3.4	1.3	3.5	11.7	
22	8.0	11.0	22.0	19.1	20.9	26.7	15.2	10.8	7.7	0.4	1.9	3.1	12.2	
平均	8.3	13.1	20.3	21.7	23.4	18.0	15.0	9.6	4.8	1.8	2.5	3.1	11.8	

水素イオン濃度

水質基準:6.5~8.5

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	7.2	7.4	7.4	7.6	7.5	7.6	7.3	7.4	7.2	7.2	7.2	7.2	7.4	pH
19	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.3	7.6	7.5	7.2	7.3	7.7	7.3	7.4	
20	7.2	7.2	7.3	7.2	7.4	7.7	7.7	7.7	7.3	7.4	7.5	7.2	7.4	
21	7.4	7.1	7.3	7.4	7.3	7.6	7.5	7.4	7.4	7.5	7.3	7.3	7.4	
22	7.2	7.5	7.5	7.3	7.4	7.3	7.4	7.3	7.2	7.4	7.5	7.6	7.4	
平均	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.5	7.5	7.5	7.3	7.4	7.4	7.3	7.4	

生物化学的酸素要求量(BOD)

水質基準:3mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	0.5	0.5	0.9	0.7	0.6	0.5	0.5	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	mg/ℓ
19	0.5	1.2	1.0	1.0	1.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	
20	0.5	1.7	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.8	
21	0.5	1.0	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	1.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8	
22	0.6	1.1	1.1	0.7	0.5	1.2	0.8	0.8	0.5	0.5	0.6	0.5	0.7	
平均	0.5	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	

浮遊粒子状物質(SS)

水質基準:25mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	13.0	7.0	7.0	7.0	4.0	6.0	3.0	3.0	1.0	4.0	12.0	8.0	6.3	mg/ℓ
19	4.0	14.0	4.0	6.0	13.0	15.0	3.0	2.0	2.0	4.0	4.0	16.0	7.3	
20	11.0	14.0	4.0	6.0	3.0	4.0	2.0	2.0	3.0	2.0	5.0	9.0	5.4	
21	6.0	6.0	5.0	6.0	3.0	5.0	3.0	5.0	1.0	1.0	1.0	9.0	4.3	
22	6.0	3.0	4.0	10.0	5.0	20.0	3.0	4.0	4.0	4.0	3.0	4.0	5.8	
平均	8.0	8.8	4.8	7.0	5.6	10.0	2.8	3.2	2.2	3.0	5.0	9.2	5.8	

溶存酸素量(DO)

水質基準:5mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	13.0	12.0	10.0	9.8	9.4	9.2	11.0	12.0	14.0	13.0	14.0	14.0	11.8	mg/ℓ
19	12.0	12.0	9.7	9.4	8.8	9.5	11.0	11.0	13.0	14.0	15.0	14.0	11.6	
20	12.0	12.0	10.0	8.1	9.4	9.9	12.0	13.0	13.0	15.0	14.0	14.0	11.9	
21	12.0	11.0	10.0	9.2	9.2	9.9	11.0	12.0	14.0	15.0	15.0	14.0	11.9	
22	12.0	12.0	10.0	10.0	9.3	9.3	10.0	11.0	14.0	15.0	15.0	15.0	11.9	
平均	12.2	11.8	9.9	9.3	9.2	9.6	11.0	11.8	13.6	14.4	14.6	14.2	11.8	

大腸菌群数

水質基準:5000mpn/100mℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	790	490	7,900	22,000	13,000	3,300	4,900	1,300	700	490	350	790	4,668	mpn /100mℓ
19	240	4,900	4,900	13,000	14,000	7,900	1,700	1,300	790	700	790	490	4,226	
20	790	2,200	7,900	7,000	13,000	35,000	1,700	490	1,400	700	330	490	5,917	
21	490	1,700	7,900	13,000	7,900	11,000	2,400	1,700	170	490	110	240	3,925	
22	700	240	2,200	4,900	13,000	28,000	4,900	13,000	1,700	490	1,300	540	5,914	
平均	602	1,906	6,160	11,980	12,180	17,040	3,120	3,558	952	574	576	510	4,930	

大戸川の水質測定結果

測定場所:大戸川橋

秋田県水質汚濁に係る環境基準の水域類型:A類型

水温

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	9.0	18.2	17.2	21.8	25.7	19.7	13.6	8.5	4.5	2.4	4.1	3.1	12.3	℃
19	10.6	15.2	21.5	21.5	24.4	22.0	15.3	10.3	4.9	1.8	2.8	3.7	12.8	
20	10.2	12.4	19.2	21.9	23.7	21.2	16.2	10.8	5.0	3.3	4.7	2.0	12.6	
21	8.0	14.0	17.5	20.4	21.3	20.5	16.5	10.7	5.4	4.5	2.3	3.9	12.1	
22	8.9	11.6	20.0	21.8	23.6	24.7	16.9	11.2	8.9	1.7	2.8	4.2	13.0	
平均	9.3	14.3	19.1	21.5	23.7	21.6	15.7	10.3	5.7	2.7	3.3	3.4	12.6	

水素イオン濃度

水質基準:6.5~8.5

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	7.1	6.8	7.1	7.3	7.0	7.3	7.1	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.1	pH
19	7.4	6.9	7.4	7.3	7.2	7.2	7.4	7.3	7.0	7.1	7.3	7.0	7.2	
20	7.3	6.8	7.1	7.2	7.2	7.2	7.4	7.3	7.0	7.4	7.1	6.9	7.2	
21	7.2	6.8	7.1	7.2	7.1	7.5	7.3	7.0	7.1	6.9	7.0	6.9	7.1	
22	7.5	7.0	7.1	7.1	7.1	7.0	7.2	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	
平均	7.3	6.9	7.2	7.2	7.1	7.2	7.3	7.1	7.0	7.1	7.1	7.0	7.1	

生物化学的酸素要求量(BOD)

水質基準:2mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	0.5	0.9	1.0	0.5	0.6	1.0	0.5	1.4	0.5	1.6	0.5	1.1	0.8	mg /ℓ
19	0.9	1.6	0.9	1.5	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.9	3.0	1.0	
20	0.9	2.8	1.3	1.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8	0.7	1.0	
21	0.8	1.5	1.2	1.2	0.9	0.7	0.9	1.8	0.5	0.5	0.9	1.0	1.0	
22	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	0.6	0.7	0.9	0.5	0.6	1.1	1.9	1.0	
平均	0.8	1.6	1.1	1.2	0.8	0.7	0.6	1.0	0.5	0.8	0.8	1.5	1.0	

浮遊粒子状物質(SS)

水質基準:25mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	7.0	27.0	10.0	7.0	12.0	21.0	6.0	6.0	2.0	7.0	3.0	7.0	9.6	mg /ℓ
19	5.0	37.0	8.0	7.0	16.0	11.0	6.0	2.0	10.0	9.0	9.0	13.0	11.1	
20	13.0	98.0	7.0	15.0	10.0	13.0	5.0	2.0	3.0	3.0	5.0	10.0	15.3	
21	9.0	28.0	7.0	12.0	13.0	10.0	6.0	11.0	3.0	5.0	7.0	8.0	9.9	
22	3.0	14.0	7.0	10.0	23.0	7.0	4.0	8.0	2.0	7.0	8.0	7.0	8.3	
平均	7.4	40.8	7.8	10.2	14.8	12.4	5.4	5.8	4.0	6.2	6.4	9.0	10.9	

溶存酸素量(DO)

水質基準:7.5mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	12.0	9.4	10.0	9.4	8.8	9.0	10.0	11.0	13.0	13.0	14.0	14.0	11.1	mg /ℓ
19	12.0	10.0	9.7	9.1	8.6	9.3	10.0	11.0	13.0	14.0	14.0	14.0	11.2	
20	12.0	11.0	9.2	8.2	9.6	9.8	10.0	12.0	13.0	14.0	13.0	14.0	11.3	
21	12.0	9.6	10.0	9.6	9.9	9.3	10.0	11.0	13.0	14.0	14.0	14.0	11.4	
22	12.0	11.0	9.9	9.5	8.2	9.6	11.0	11.0	14.0	14.0	14.0	13.0	11.4	
平均	12.0	10.2	9.8	9.2	9.0	9.4	10.2	11.2	13.2	13.8	13.8	13.8	11.3	

大腸菌群数

水質基準:1000mpn/100mℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	1,100	35,000	7,900	3,300	92,000	35,000	22,000	3,300	2,200	4,900	1,700	1,300	17,475	mpn /100mℓ
19	1,100	13,000	17,000	54,000	54,000	24,000	24,000	7,900	4,900	2,800	3,300	2,400	17,367	
20	13,000	17,000	7,900	1,700	24,000	35,000	7,900	490	1,400	2,200	790	790	9,348	
21	3,300	13,000	13,000	13,000	54,000	54,000	24,000	35,000	3,300	1,700	790	1,100	18,016	
22	1,300	3,300	3,300	24,000	24,000	35,000	17,000	13,000	7,900	4,900	4,900	920	11,627	
平均	3,960	16,260	9,820	19,200	49,600	36,600	18,980	11,938	3,940	3,300	2,296	1,302	14,766	

吉乃鉦山坑廃水中和処理水の水質測定結果

測定場所:吉乃鉦山坑廃水処理場

水温

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	14.4	18.7	19.5	20.8	26.1	23.5	20.1	18.0	14.5	13.1	9.9	13.4	17.7	℃
19	18.8	17.7	22.0	24.1	24.4	26.8	23.0	17.6	12.1	13.2	14.1	11.8	18.8	
20	18.1	17.7	19.3	21.9	23.2	25.7	21.2	16.4	17.7	12.4	11.9	16.3	18.5	
21	16.5	21.8	22.0	22.6	23.0	22.1	18.9	16.0	14.1	14.8	10.8	14.1	18.1	
22	17.9	22.1	21.0	23.7	27.4	21.5	15.8	15.3	14.2	10.9	9.4	12.2	17.6	
平均	17.1	19.6	20.8	22.6	24.8	23.9	19.8	16.7	14.5	12.9	11.2	13.6	18.1	

水素イオン濃度

国排水基準:5.8~8.6

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	7.2	7.4	8.4	7.1	7.3	7.8	7.7	7.9	7.5	7.4	7.3	8.0	7.6	pH
19	7.3	7.4	7.2	6.9	7.8	7.6	8.0	7.9	6.9	7.3	7.4	7.5	7.4	
20	7.3	7.1	8.1	7.4	7.3	7.6	7.7	8.0	7.4	7.3	7.1	7.7	7.5	
21	7.7	7.3	8.1	7.1	8.1	7.8	7.7	7.7	8.2	7.6	7.6	7.6	7.7	
22	7.2	7.0	7.2	8.4	7.7	8.2	7.7	7.5	8.1	7.5	6.9	7.8	7.6	
平均	7.3	7.2	7.8	7.4	7.6	7.8	7.8	7.8	7.6	7.4	7.3	7.7	7.6	

銅(Cu)

国排水基準:3.00mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	0.15	0.11	0.17	0.45	0.33	0.74	0.31	0.45	0.26	0.28	0.31	0.38	0.33	mg/ℓ
19	0.27	0.22	0.38	0.98	0.75	0.38	0.17	0.12	0.09	0.12	0.09	0.08	0.30	
20	0.17	0.10	0.12	0.00	0.10	0.15	0.08	0.17	0.22	0.24	0.22	0.30	0.16	
21	0.25	0.31	0.53	0.33	0.54	0.42	0.20	0.30	0.34	0.29	0.28	0.29	0.34	
22	0.07	0.19	0.29	0.29	0.59	0.41	0.31	0.25	0.33	0.38	0.15	0.21	0.29	
平均	0.18	0.19	0.30	0.41	0.46	0.42	0.21	0.26	0.25	0.26	0.21	0.25	0.28	

鉛(Pb)

国排水基準:0.10mg/ℓ以下 市目標値:0.30mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	0.015	0.013	0.034	0.097	0.068	0.200	0.072	0.090	0.054	0.040	0.061	0.062	0.067	mg/ℓ
19	0.043	0.033	0.090	0.220	0.170	0.084	0.030	0.034	0.020	0.025	0.027	0.025	0.067	
20	0.150	0.019	0.030	0.005	0.025	0.036	0.032	0.051	0.058	0.062	0.051	0.073	0.049	
21	0.050	0.065	0.150	0.094	0.130	0.110	0.060	0.076	0.095	0.760	0.084	0.082	0.146	
22	0.017	0.040	0.071	0.065	0.076	0.091	0.077	0.064	0.074	0.076	0.042	0.051	0.062	
平均	0.065	0.039	0.085	0.096	0.100	0.080	0.050	0.056	0.062	0.231	0.051	0.058	0.081	

亜鉛(Zn)

国排水基準:5.00mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	1.83	0.96	1.16	1.42	1.13	1.80	1.02	0.87	0.71	0.65	0.80	0.78	1.09	mg/ℓ
19	1.19	0.83	0.95	1.96	1.65	0.72	0.38	0.33	0.48	0.54	0.50	0.49	0.84	
20	3.68	1.06	0.46	0.13	0.50	0.65	0.34	0.44	0.50	0.66	1.19	1.04	0.89	
21	0.62	0.62	1.11	0.81	0.99	1.09	0.87	0.56	0.70	0.61	0.71	0.59	0.77	
22	0.29	0.51	0.63	0.54	1.05	0.72	0.63	0.46	0.58	0.69	0.43	0.45	0.58	
平均	1.52	0.80	0.86	0.97	1.06	1.00	0.65	0.53	0.59	0.63	0.73	0.67	0.83	

カドミウム(Cd)

国排水基準:0.10mg/ℓ以下

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	単位
18	0.026	0.022	0.016	0.015	0.017	0.013	0.013	0.009	0.012	0.010	0.011	0.008	0.014	mg/ℓ
19	0.016	0.013	0.007	0.014	0.011	0.007	0.005	0.005	0.009	0.009	0.010	0.010	0.010	
20	0.048	0.020	0.007	0.002	0.007	0.008	0.005	0.004	0.006	0.008	0.012	0.012	0.012	
21	0.007	0.006	0.008	0.005	0.008	0.009	0.008	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.006	
22	0.004	0.006	0.004	0.004	0.006	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.005	0.003	0.004	
平均	0.020	0.013	0.008	0.008	0.010	0.008	0.007	0.005	0.007	0.007	0.008	0.007	0.009	

公害防止協定締結

協定の相手方	締結年月日
秋田渥美工業(株)	昭和57年7月26日
ユニシアジェーケーシーステアリングシステム(株)	平成20年11月1日改正
(株)ワイ・エー・ピー	平成20年11月2日改正

工場排水水質測定結果

採水場所:(株)YEP

水温 単位:℃

年度	7月	1月
18	20.9	4.5
19	22.2	5.4
20	21.8	6.2
21	24.6	8.6
22	25.0	7.0
平均	22.9	6.3

水素イオン濃度 単位:pH

年度	7月	1月	協定基準値
18	7.3	7.1	6.5~7.5
19	7.1	7.1	
20	7.7	7.2	
21	6.7	6.8	
22	6.9	7.0	
平均	7.1	7.0	

浮遊物質質量(SS) 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	5未満	5未満	20以下
19	5未満	5未満	
20	5未満	5未満	
21	5未満	5未満	
22	5未満	5未満	
平均	—	—	

化学的酸素要求量(COD) 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	1.9	1.0	20以下
19	0.9	0.8	
20	1.6	2.9	
21	8.0	11.0	
22	7.7	11.0	
平均	4.0	5.3	

生物化学的酸素要求量(BOD) 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.5未満	0.5未満	25以下
19	0.5未満	0.5未満	
20	0.5未満	1.5	
21	4.1	15.0	
22	2.5	5.5	
平均	—	—	

N-ヘキサン抽出物質 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	1未満	1未満	1以下
19	1未満	1未満	
20	1未満	1未満	
21	0.5未満	0.5未満	
22	0.5未満	0.5未満	
平均	—	—	

大腸菌群数 単位:個/ml

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.0	0.0	3000以下
19	0.0	0.0	
20	2.0	0.0	
21	0.0	0.0	
22	12.0	0.0	
平均	2.8	0.0	

銅含有量 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.01未満	0.01未満	0.13以下
19	0.01未満	0.01未満	
20	0.01未満	0.01未満	
21	0.01未満	0.02	
22	0.01未満	0.01未満	
平均	—	—	

亜鉛含有量 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.01	0.01未満	0.5以下
19	0.01未満	0.04	
20	0.01未満	0.10	
21	0.02	0.06	
22	0.05	0.05	
平均	—	—	

溶解性鉄含有量 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.05未満	0.05未満	1以下
19	0.05未満	0.05未満	
20	0.05未満	0.05未満	
21	0.05未満	0.05未満	
22	0.05未満	0.05未満	
平均	—	—	

カドミウム及びその化合物 単位:個/ml

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.005未満	0.005未満	0.01以下
19	0.005未満	0.005未満	
20	0.005未満	0.005未満	
21	0.005未満	0.005未満	
22	0.005未満	0.005未満	
平均	—	—	

シアン化合物 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.01未満	0.01未満	0.01以下
19	0.01未満	0.01未満	
20	0.01未満	0.01未満	
21	0.01未満	0.01未満	
22	0.01未満	0.01未満	
平均	—	—	

砒素及びその化合物 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.005未満	0.005未満	0.05以下
19	0.005未満	0.005未満	
20	0.005未満	0.005未満	
21	0.005未満	0.005未満	
22	0.005未満	0.005未満	
平均	—	—	

総水銀 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
19	0.0005未満	0.0005未満	
20	0.0005未満	0.0005未満	
21	0.0005未満	0.0005未満	
22	0.0005未満	0.0005未満	
平均	—	—	

鉛及びその化合物 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.01未満	0.01未満	0.1以下
19	0.01未満	0.01未満	
20	0.01未満	0.01未満	
21	0.01未満	0.01未満	
22	0.01未満	0.01未満	
平均	—	—	

六価クロム化合物 単位:mg/ℓ

年度	7月	1月	協定基準値
18	0.05未満	0.05未満	0.05以下
19	0.05未満	0.05未満	
20	0.05未満	0.05未満	
21	0.05未満	0.05未満	
22	0.05未満	0.05未満	
平均	—	—	

工場排水水質測定結果

採水場所:秋田渥美工業(株) 秋田工場

水温 単位:℃

年度	7月
18	21.8
19	22.5
20	23.5
21	23.7
22	23.8
平均	23.1

水素イオン濃度 単位:pH

年度	7月	協定基準値
18	7.3	6.0~8.5
19	7.3	
20	7.5	
21	7.2	
22	6.8	
平均	7.2	

浮遊物質質量(SS) 単位:mg/ℓ

年度	7月	協定基準値
18	11.0	30以下
19	12.0	
20	11.0	
21	9.0	
22	6.0	
平均	9.8	

生物化学的酸素要求量(BOD) 単位:mg/ℓ

年度	7月	協定基準値
18	17.0	25以下
19	26.0	
20	19.0	
21	10.0	
22	8.5	
平均	16.1	

N-ヘキサン抽出物質質量 単位:mg/ℓ

年度	7月	協定基準値
18	4.1	4以下
19	2.3	
20	1.9	
21	1.0	
22	0.7	
平均	2.0	

溶解性鉄含有量 単位:mg/ℓ

年度	7月	協定基準値
18	0.38	5以下
19	0.81	
20	0.00	
21	0.26	
22	0.1	
平均	0.3	

工場排水水質測定結果

採水場所:ユニシアジェーケーシーステアリングシステム(株)

水温 単位:℃

年度	7月
18	21.7
19	21.2
20	24.0
21	21.4
22	21.7
平均	22.0

水素イオン濃度 単位:pH

年度	7月	協定基準値
18	7.4	6.0~8.5
19	7.6	
20	7.1	
21	7.6	
22	7.4	
平均	7.4	

浮遊物質質量(SS) 単位:mg/ℓ

年度	7月	協定基準値
18	5未満	30以下
19	5未満	
20	12.0	
21	5未満	
22	5未満	
平均	—	

生物化学的酸素要求量(BOD) 単位:mg/ℓ

年度	7月	協定基準値
18	2.3	25以下
19	2.0	
20	2.4	
21	2.3	
22	1.0	
平均	2.0	

N-ヘキサン抽出物質質量 単位:mg/ℓ

年度	7月	協定基準値
18	0.5未満	4以下
19	0.5未満	
20	0.5未満	
21	0.5未満	
22	0.5未満	
平均	—	

溶解性鉄含有量 単位:mg/ℓ

年度	7月	協定基準値
18	0.28	1以下
19	0.17	
20	0.15	
21	0.40	
22	1.00	
平均	0.40	

水質事故処理件数

年度	苦情処理件数
18	28件
19	41件
20	26件
21	29件
22	31件



油漏れ事故対応

湧水の水質測定結果(平成22年度実施)

項 目	採取場所			判 定 基 準
	傘杉の清水 (雄物川)	伊勢堂の清水 (平 鹿)	下村の清水 (増 田)	
1. 一般細菌(1mℓ中)	1	83	3	100以下
2. 大腸菌	陰性	陽性	陰性	検出されないこと
3. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/ℓ)	2.3	1.3	4.8	10以下
4. 塩化物イオン(mg/ℓ)	17	12	14	200以下
5. 有機物[全有機炭素(TOC)の量] (mg/ℓ)	0.3未満	0.6	0.4	3以下
6. pH値	5.8	6.1	5.8	5.8－8.6
7. 味	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
8. 臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
9. 色度(度)	1	8	2	5以下
10. 濁度(度)	1未満	1	1	2以下
11. トリクロロエチレン(mg/ℓ)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下
12. テトラクロロエチレン(mg/ℓ)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下

湧水の水質測定結果(平成23年度実施)

項 目	採取場所			判 定 基 準
	金生泉 (横 手)	中房集落:学校の清水 (大 森)	高野清水 (雄物川)	
1. 一般細菌(1mℓ中)	110	1300	2900	100以下
2. 大腸菌	陽性	陰性	陰性	検出されないこと
3. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/ℓ)	1.0	0.06	4.0	10以下
4. 塩化物イオン(mg/ℓ)	12	14	16	200以下
5. 有機物[全有機炭素(TOC)の量] (mg/ℓ)	0.8	0.4	1.7	3以下
6. pH値	5.8	5.3	5.6	5.8－8.6
7. 味	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
8. 臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
9. 色度(度)	9	2	21	5以下
10. 濁度(度)	1	1未満	3	2以下
11. トリクロロエチレン(mg/ℓ)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下
12. テトラクロロエチレン(mg/ℓ)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下

環境教育・環境学習

環境教育(出前講座)実施数

年度	件数	学 校 名 等
18	0件	
19	4件	阿気小、大森中、平鹿中、大雄中
20	3件	鳳中、平鹿中、大雄中
21	7件	浅舞小、鳳中、山内中、平鹿中、大雄中、横手南中、横手精工(株)
22	5件	大森中、増田中、雄物川中、鳳中、コープあきた県南支部

環境保全センター見学者数

年度	東部環境保全センター		西部環境保全センター		南部環境保全センター	
	見学者数	団体数	見学者数	団体数	見学者数	団体数
18	582人	28件	233人	14件	資料なし	資料なし
19	458人	18件	191人	11件	78人	7件
20	452人	15件	127人	5件	231人	7件
21	401人	14件	161人	8件	209人	6件
22	361人	11件	188人	6件	403人	9件



東部環境保全センター見学（朝倉小）

環境保全活動

エコライフ協力事業所・町内会

年度	事業所数	町内会数	合 計	エコライフ通信発行回数
18	39	0	39	
19	63	23	86	3回(H20. 1月創刊)
20	64	24	88	12回
21	65	24	89	10回
22	61	22	83	12回

クリーンアップ参加者数

年度	参加者数
18	11,621人
19	12,380人
20	13,857人
21	16,672人
22	22,353人



クリーンアップ状況

騒音・振動特定施設数(合計数)

年度	騒 音			振 動		
	特定事業所数	施設数	特定建設作業届出数	特定事業所数	施設数	特定建設作業届出数
18	34件	100件	資料なし	16件	45件	資料なし
19	34件	100件	7件	16件	45件	6件
20	35件	101件	8件	16件	45件	7件
21	35件	101件	4件	17件	59件	4件
22	36件	104件	3件	20件	60件	1件

道路騒音調査結果

年度	調査地点	騒音 (dB)		10分間交通量 (台)		大型車混入率 (%)		基準との比較 { ○→達成 ×→未達成 }			
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	環境基準 (幹線交通)		要請限度 (幹線交通)	
								昼間 70dB	夜間 65dB	昼間 75dB	夜間 70dB
19	平鹿町上吉田 (国道107号)	73.5	66.4	148	5	9.5	20.0	×	×	○	○
	杉目字七日市 (国道13号)	77.3	70.3	180	14	16.7	64.3	×	×	×	×
	杉沢字南杉沢 (県道)	68.0	57.2	53	3	7.5	33.3	○	○	○	○
20	平鹿町上吉田 (国道107号)	73.3	66.7	151	6	8.3	29.8	×	×	○	○
	杉目字七日市 (国道13号)	75.0	70.9	168	17	17.5	61.6	×	×	○	×
	杉沢字南杉沢 (県道)	68.7	53.5	46	2	8.7	14.6	○	○	○	○
21	平鹿町上吉田 (国道107号)	72.9	65.3	147	7	7.0	22.6	×	×	○	○
	杉目字七日市 (国道13号)	75.8	68.7	165	13	16.8	60.0	×	×	×	○
	杉沢字南杉沢 (県道)	64.7	53.4	42	1	12.7	26.5	○	○	○	○
22	平鹿町上吉田 (国道107号)	54.5	50.7	142	6	6.1	19.5	○	○	○	○
	杉目字七日市 (国道13号)	56.5	50.5	182	15	13.5	56.6	○	○	○	○
	杉沢字南杉沢 (県道)	48.4	34.3	38	1	5.1	0.0	○	○	○	○
23	平鹿町上吉田 (国道107号)	64.6	62.5	117	6	8.2	34.5	○	○	○	○
	杉目字七日市 (国道13号)	74.7	70.2	168	15	14.3	60.8	×	×	○	×
	杉沢字南杉沢 (県道)	67.0	59.7	42	2	6.5	14.3	○	○	○	○

備考1) 昼間:6時～22時、夜間:22時～6時。

備考2) 環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものである。

備考3) 要請限度とは、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べることできる限度である。

土壌汚染・騒音・振動・悪臭・地盤沈下等苦情処理件数

年度	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	備 考
18	1件	7件	0件	7件	0件	その他:日照不足、通風障害、光害、受信妨害、違法電波、不快昆虫、雑草、犬・猫等の死骸処理など
19	2件	8件	0件	4件	0件	
20	1件	16件	0件	23件	65件	
21	3件	10件	1件	17件	57件	
22	7件	5件	0件	6件	36件	

4 横手市環境保全条例

平成17年10月1日
条例第169号

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 基本的施策(第7条・第8条)
- 第3章 行政の総合的調整(第9条・第10条)
- 第4章 環境保全審議会(第11条)
- 第5章 環境保全区域(第12条・第13条)
- 第6章 環境保全の励行(第14条～第19条)
- 第7章 環境配慮事業(第20条・第21条)
- 第8章 公害の防止(第22条～第28条)
- 第9章 環境保全協定(第29条・第30条)
- 第10章 表彰及び助成(第31条・第32条)
- 第11章 補則(第33条)
- 第12章 罰則(第34条)

附則

- 第1章 総則
- (目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活に必要な環境を保全するために、環境の保全に関する施策の基本となる理念及び事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 人の健康又は生活環境に係る被害を防止し、良好な自然環境を確保するため自然と人間の活動との間に調和が保たれた環境を創造し、かつ、保全することをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、粉じん、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

(5) 特定工場 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法令」という。)第2条第2項に規定するばい煙発生施設並びに同条第6項及び第7項に規定する粉じん発生施設又は水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法令」という。)第2条第2項に規定する特定施設を設置している工場又は事業所をいう。

(6) 環境保全項目 環境の保全を図る上で、配慮しなければならない環境に係る項目で、別表第1に掲げるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人の活動が調和した環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、積極的に貢献するようしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響を配慮

し、市民の意見を尊重して良好な環境の保全の見地から、その影響の低減に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な環境の保全に主体的に取り組み、日常生活において、環境への負荷の低減及び公害の防止並びに自然環境の適切な保全に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、生産、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、公害を防止し、又は環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係わる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(基本的施策)

第7条 市長は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策の有機的な連携を図りつつ、計画的に推進するものとする。

(1) 産業による環境汚染の防止、自動車公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止及び都市基盤施設の整備等都市生活型公害の改善を図ること。

(2) 生態系及び野生生物の種の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び再生を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。

(3) 市民が健康で安全に暮らせる、潤い及び安らぎのある雪国の都市空間の形成、利用者にやさしい公共施設の整備並びに地域の歴史的文化的特性を活かした景観の形成を行うこと。

(4) 廃棄物の減量及び適正処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用が図られる社会を構築すること。

(5) 環境の保全を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が共同して取り組むことのできる社会を構築すること。

(6) 市は、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、地球環境の保全に資する施策を推進すること。

(7) 市民が人と環境とのかかわりについて理解及び認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進に努めること。

2 市民は、前項に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造及び経済活動及び市民の生活行動様式の変革等を含め総合的対策を考慮するとともに、適切な市民参加の方法を講ずるよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横手市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、横手市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 行政の総合的調整

(総合的調整)

第9条 市長は、その機関相互の連携を緊密にするとともに施策の調整を図り、効率的かつ効果的に環境の保全に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(環境調査)

第10条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全に関する施策の状況等を明らかにするため、環境調査を定期的に行い、これを公表するものとする。

2 市長は、環境調査を行うために必要な指針を、横手市環境保全審議会の意見を聴いて作成するものとする。

第4章 環境保全審議会

(設置及び所掌事務)

第11条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条に基づき、本市の環境の保全について審議するために横手市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するとともに、意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 環境保全区域

(環境保全区域の指定)

第12条 市長は、環境保全を推進する上で必要があると認めるときは、次に掲げる地域を環境保全区域として指定することができる。

(1) 優れた自然環境が保全されている水辺及び森林区域

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

2 市長は、前項の環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の土地所有者、利害関係者及び審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項に定めるもののほか、環境保全区域の指定について必要な事項は、別に定める。

4 前2項の規定は、環境保全区域の指定の解除又は変更について準用する。

(環境保全区域内における行為の届出)

第13条 環境保全区域において、自然の動植物の採取又は除去、土地の形状の変更、建築物その他の工作物の設置又は変更をしようとする者は、当該行為の15日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為その他軽易な行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出による行為により、環境保全区域に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該届出をした者に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。

第6章 環境保全の励行

(法令等の遵守)

第14条 市民及び事業者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく地区計画の決定、秋田県の景観を守る条例(平成5年秋田県条例第11号)、横手市山と川のある景観のまちづくり条例(平成17年横手市条例第15号)その他これに類する環境及び景観に関する事項が定められた法令等を遵守しなければならない。

2 市長は、前項の法令等の遵守について、必要と認められるときは、関係各課と連絡調整を行い、市民及び事業者に適正な措置を採るべく助言を行うものとする。

3 市長は、前項の法令等の遵守について、継続的に調査を行い適正な措置を採るべく指導を行うものとする。

(環境保全の励行)

第15条 何人も、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に空き缶、空き瓶、たばこの吸殻等のごみを捨ててはならない。

2 清涼飲料水及び酒類の自動販売機を設置する者は、必ず容器の回収容器を併設し、適正にこれを管理しなければならない。

3 何人も、屋外においてばい煙、ガス又は悪臭を著しく発生するおそれのある物質で規則で定めるものを多量に燃焼してはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理方法により環境を損なうおそれがない場合は、この限りでない。

4 農薬を使用する者又は農薬を取り扱う者は、地域住民の健康又は生活環境を損なうことのないように特に配慮しなければならない。

5 何人も、拡声放送を行うことにより周辺の生活環境の静穏を害することのないよう努めなければならない。

6 深夜等(午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。)において、飲食店営業を行う者及び利用する者は、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

7 何人も、その所有するペットについて、周辺の生活環境を損なうことのないように十分な管理をしなければならない。

(横手市環境監視員)

第16条 市長は、良好な環境の保全のために必要な監視、巡視、調査、指導及び啓発を行うため、横手市環境監視員(以下「監視員」という。)を置くことができる。

2 監視員は、巡視等において前条第1項に規定する行為及び状況を発見した場合には、速やかに市長に報告するものとする。

(勧告及び命令)

第17条 市長は、第15条の違反者に対して、快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、期限を定め、改善すべき旨を勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、市長は、これに従うよう、期限を定め、命ずることができる。

(公表)

第18条 命令を受けた者が正当な理由がなく命令に従わないときは、市長はその旨を公表することができる。

(横手市環境美化推進員)

第19条 市長は、社会的信望があり、かつ、廃棄物の減量等及び地域環境美化に熱意及び識見を有する者のうちから、横手市環境美化推進員(以下「推進員」という。)を委嘱するものとする。

2 推進員は、廃棄物の減量等並びに地域環境美化に関する市の施策への協力及びその他の活動を行う。

第7章 環境配慮事業

(環境配慮事業及び事前協議)

第20条 環境に影響を及ぼすおそれのある事業のうち、別表第2に定めるもので規則に定める事業(以下「環境配慮事業」という。)を実施しようとする者(以下「環境配慮事業者」という。)は、環境保全を図るために施設の計画策定時に市長と環境配慮計画について協議しなければならない。

2 環境配慮事業者は、環境配慮項目について、環境配慮計画書を策定しなければならない。

3 環境配慮事業者は、環境配慮計画を策定するに当たって、必要に応じて地域住民の意見を聴取しなければならない。

(改善の指示)

第21条 市長は、前条の規定による環境配慮計画が提出されたときに、必要な措置を講ずるように指示することができる。

第8章 公害の防止

(規制基準)

第22条 市長は、工場若しくは事業所(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って生ずる公害を防止し、市民の健康又は生活環境を保持するため、法令に特別の定めがある場合を除くほか、当該事業活動を実施する者が遵守すべき必要な事項を定める。

2 市長は、別表第1に定める公害の発生を防止するため、事業者が遵守すべき規制基準を規則で定めることができる。

3 市長は、前項の規制基準を定めようとする場合及びこれを変更し、又は廃止しようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

(改善の指示及び改善命令等)

第23条 市長は、事業活動に伴って生ずる水質の汚濁等が規制基準に適合しないことにより、環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあるときは、事業者に対し、期限を定めて防止の方法を改善し、又は当該施設の使用の方法若しくは作業の方法の変更を指示することができる。

2 市長は、前項の規定による指示を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、防止の方法を改善し、又は当該施設の使用の方法若しくは作業の方法の変更を命ずることができる。

(改善措置の届出)

第24条 前条第1項の規定による指示又は同条第2項の規定による命令を受けた者は、当該指示又は命令に従い措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(特定工場の事前協議)

第25条 特定工場を新設し、又は増設しようとする者は、施設の計画策定時において市長に協議しなければならない。

(苦情の処理)

第26条 市長は、市民から公害に関する苦情の申立てがあったときは、速やかに実情を調査し、関係機関と協力して適切に処理するように努めなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第27条 市長は、公害の防止に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制を整備しなければならない。

(報告及び立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員を工場等に立入検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第9章 環境保全協定

(締結)

第29条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる事業者等と環境保全協定を締結するものとする。

2 事業者等は、環境保全協定の締結について協議を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(締結項目)

第30条 市長は、環境保全協定を締結しようとするときは、事業者等と協議の上、環境保全項目のうちから締結項目を決定する。

第10章 表彰及び助成

(表彰)

第31条 市長は、横手市の環境保全に寄与し、又は優れた環境保全活動を行っている団体又は個人を表彰することができる。

2 市長は、前項の表彰を行う場合は、審議会の意見を聴くものとする。

(助成)

第32条 市長は、環境保全の推進のための活動を行う次に掲げる者に対し、予算の範囲内で当該行為に必要な経費の一部を助成することができる。

- (1) 環境保全区域内の環境保全のための植栽等の経費
- (2) 環境教育のための資料及び資材の購入経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業経費

第11章 補則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第12章 罰則

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第13条第1項の規定による届出をしなかった者
- (2) 第17条第2項の命令に従わなかった者
- (3) 第20条第2項の計画書を提出しなかった者
- (4) 第24条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第29条の規定による協定の締結について協議に応じない者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成20年4月1日から施行し、同日前の環境美化推進員は、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年横手市条例第13号)の例による。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の横手市環境保全条例(平成8年横手市条例第9号)、雄物川町環境美化条例(平成10年雄物川町条例第16号)、十文字町環境基本条例(平成15年十文字町条例第6号)又は十文字町環境保全条例(平成16年十文字町条例第9号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

別表第1(第2条、第22条関係)

環境保全項目

1 自然環境	生物 地形・地質
2 文化歴史環境	文化財 遺跡 歴史的町並み
3 社会生活環境	清潔さ 景観・町並み 土地利用形態
4 公害	大気汚染 騒音 粉じん 振動 水質汚濁 地盤沈下 土壌汚染 悪臭 事業系廃棄物
5 生活阻害	日照障害 電波障害 廃棄物 夜間照明

別表第2(第20条関係)
環境配慮事業

1	工場の新設又は変更
2	住宅団地の新設又は変更
3	大型店舗の新設又は変更
4	レクリエーション施設の設置又は変更
5	流通関連施設の設置又は変更
6	と畜場及びこれに類する施設の設置又は変更
7	畜産施設の設置又は変更
8	工業団地の設置又は変更
9	廃棄物処理施設の設置又は変更
10	土地区画整理事業
11	その他の事業

5 横手市環境保全審議会名簿（順不同、敬称略）

氏 名	役職・所属等	備 考
佐 川 君 子	学識経験者	会 長
照 井 昌 子	学識経験者	副会長
佐 藤 ふみ子	婦人代表	
高 山 久 子	婦人代表	
高 橋 梅 谷	婦人代表	
佐々木 とし子	婦人代表	
高 橋 一 郎	環境美化推進員等	
久 米 靖 穂	環境美化推進員等	
佐々木 哲 夫	環境美化推進員等	
菊 地 勝 夫	NPO法人横手ひらか地球環境フォーラム	
佐 藤 孝 治	NPO法人横手川千本桜をすすめる会	
高 橋 彰	NPO法人森の王国サルパ	
大 和 進 也	横手市森林組合	
伊 藤 洋 二	よこて市商工会	
小 野 秀 俊	県南漁業協同組合	
藪 本 孝 一	秋田県司法書士会横手支部	
田 中 政 行	(株)自然科学調査事務所	
児 玉 孝 文	秋田県平鹿地域振興局福祉環境部	

6 諮 問

環 第 9 8 6 号
平 成 23 年 3 月 14 日

横手市環境保全審議会
会長 佐川 君子 様

横手市長 五十嵐 忠悦

横手市環境基本計画『見直し改訂版』(案)について(諮問)

横手市環境基本計画第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横手市環境基本計画『見直し改訂版』(案)について、貴審議会の意見を求めます。

生 第 1 1 8 3 号
平 成 24 年 2 月 24 日

横手市環境保全審議会
会長 佐川 君子 様

横手市長 五十嵐 忠悦

横手市環境基本計画『見直し改訂版』の一部改正について(諮問)

横手市環境保全条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横手市環境基本計画『見直し改訂版』の一部改正について、貴審議会の意見を求めます。

7 答 申

横 発 環 保 審 第 2 号
平成 23 年 5 月 25 日

横手市長 五十嵐 忠 悦 様

横手市環境保全審議会
会 長 佐 川 君 子



横手市環境基本計画『見直し改訂版』（案）について（答申）

平成 23 年 3 月 14 日付け環第 986 号で、貴職から諮問のありましたこのことについて、横手市環境保全条例第 11 条の規定に基づき、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1. 本計画は、適正な計画と評価します。



横 発 環 保 審 第 3 号

平成 2 4 年 2 月 2 7 日

横手市長 五十嵐 忠 悦 様

横手市環境保全審議会

会 長 佐 川 君 子



横手市環境基本計画『見直し改訂版』の一部改正について（答申）

平成 2 4 年 2 月 2 4 日付け環第 1 1 8 3 号で、貴職から諮問のありましたこのことについて、横手市環境保全条例第 1 1 条の規定に基づき、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1. 本計画の一部改正については、適正な計画と評価します。

